

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
平成30年度市民活動応援助成募集要領

1. 目的

相模原市における当事者活動及びボランティア活動の発展を目的に、障がい児者・高齢者・子ども・難病患者等の福祉課題に取り組む団体（①事業経費助成）及び団体を設立しようとする取り組み（②団体設立準備経費助成）に対して、活動の資金（別表「助成金の内容等」参照）を助成します。

2. 助成の決定

申請書、添付書類等にもとづき審査・決定の上、結果を平成30年5月下旬に文書で通知します。助成が決定した場合は、6月上旬に助成金を交付する予定です。

決定の可否の理由についてのお問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

3. 注意事項

収支予算書（助成充当事業以外の予算も含む団体総体のもの）における予備費・雑費等、使途が明確でない勘定科目の金額が申請金額を超えている場合は、助成を受けられないあるいは、減額される場合があります。

4. 応募方法及び期限・申し込み先

所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類等と合わせて直接持参又は郵送で、申請してください。（郵送の場合も同日必着です）

なお添付書類を含む申請書類は返却いたしません。

また期限を過ぎての受付はいたしませんので、郵送の場合は特にご注意ください。

<申請期限> 平成30年4月20日（金）午後5時まで

<申込み・問合せ先> 中央ボランティアセンター

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階

電話 042（786）6181

5. 事業完了の報告

助成金を受けた団体は、当該事業終了後20日以内に事業等実績報告書を提出してください。提出の際には、使用した経費の領収書、レシート（コピー可）の添付が必要になります。

6. その他

申請書に記入された個人情報は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会が適切に管理し、ボランティアに関する研修、イベント等のご案内に活用させていただきます。

なお本会の個人情報の取り扱いに関する方針については、本会ホームページ（<http://www.sagamiharashishakyo.or.jp>）をご覧ください。

別表<助成金の内容等>

	ボランティアグループ への助成	当事者団体 への助成	団体・グループ 設立準備経費の助成
助成対象団体	相模原市内を中心に活動し、次のすべてに該当する団体。 ・活動実績が2年以上 ・市域規模で活動している ・他者を支援する福祉活動に取り組む	相模原市内を中心に活動し、次のすべてに該当する団体。 ・活動実績が2年以上 ・障がい児者、難病患者等の当事者やその家族・支援者で構成される団体	新たに発足する団体・グループまたは、発足後2年未満で活動実績のある団体・グループ
助成対象活動	広く市民に向けた研修、広報、調査研究等の経費	会員または市民に向けた研修や広報、地域との交流事業等の経費 ※当事者がおおむね5名以上の参加する団体	団体の組織運営に必要な経費（通信運搬費・消耗品等）、研修や広報の経費
助成対象と ならない活動	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食代や備品購入費及び個人に直接還元される経費等 ・既に他から助成を受けている事業 ・助成決定前に、既に終了している事業 ・構成員に対する人件費、謝礼、交通費 		
助成金額	1団体15万円を上限。事業にかかる経費の3分の2を助成		1団体5万円を上限。事業にかかる経費の3分の2を助成
対象期間	平成30年4月～平成31年3月31日		

※申請団体が多数の場合には、申請金額に決定金額が満たないことがあります。

※助成金の重複申請はできません。

※団体設立準備経費助成は、1回限りの申請になります。